

山形県国民保護計画（原案）に関する意見について

（意見） 第二管区海上保安部の事務又は業務の大綱のうち「海上における避難住民の誘導」とあるのは「離島住民の島外避難及び海上における避難住民の誘導」とした方がいいと考える。

（意見） 県危機対策本部への連絡員の派遣要請は、事態認定前に行われることとなるが、国民保護法の規定により派遣要請がなされる場合もあることから、これらの要請が混同されることのないようお願いしたい。

（意見） 防災行政無線などがダウンした場合の非常通信体制はどのようになっているのか。この場合、アマチュア無線も有効な手段のひとつと考える。